

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第9号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給、昇格及び昇給の基準)	(初任給、昇格及び昇給の基準)
第5条 (略)	第5条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 <u>55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員</u> の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>その者の勤務成績が極めて良好又は特に良好</u> であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	5 <u>次の各号に掲げる職員</u> の第3項の規定による昇給は、 <u>当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員</u> の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)</u> (2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員</u>
6～8 (略) (扶養手当)	6～8 (略) (扶養手当)
第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u> (以下「扶養親族たる配偶者、父母等」	第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)</u>

という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき12,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となつた者に扶養親族(行

に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき14,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条 削除

政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から

開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政職9級以上職員等以外の職員から行政職9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件

を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級以上職員等が行政職9級以上職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級以上職員等以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級以上職員等以外のものが行政職9級以上職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級以上職員等以外のものが行政職8級職員等となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(地域手当)

第10条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 (略)

(地域手当)

第10条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 (略)

第10条の4 第10条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合）を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間にさらに在勤する地域又は公署を異にして

第10条の4 第10条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に第10条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合）を乗じて得た月額の地域手当を支給する。た

異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- 2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は人事委員会規則で定める者に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、第10条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び公署以外の地域又は公署に勤務することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第10条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)
(通勤手当)

だし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- 2 職員以外の地方公務員、国家公務員若しくは人事委員会規則で定める者に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、第10条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び公署以外の地域又は公署に勤務することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第10条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)
(通勤手当)

第11条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が80,000円を超えるときは、支給単位期間につき、80,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円））

(表略)

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担する

第11条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円））

(表略)

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担する

ことを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額
- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と

ことを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額
- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と

当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額）の合計額

ア・イ （略）

- 3 第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）」とあるのは「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 （略）

（単身赴任手当）

当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額。以下この号において同じ。）（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ア・イ （略）

- 3 第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）」とあるのは「加算した額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号から第6号までの規定中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 （略）

（単身赴任手当）

第11条の5 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第8条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第11条の5 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第8条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第5条、第8条の2から第10条まで、第10条の3から第10条の5まで、第12条の2から第12条の5まで及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(寒冷地手当)

第22条 寒冷地手当は、人事委員会規則で定める日（以下この条において「基準日」という。）において、公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「寒冷公署」という。）に在勤する職員であつて人事委員会規則で定める地域に居住するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。基準日の翌日から人事委員会規則で定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷公署に在勤することとなつた者であつて人事委員会規則で定める地域に居住するもの（この項の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者及び人事委員会規

支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第5条、第8条の2及び第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(寒冷地手当)

第22条 寒冷地手当は、人事委員会規則で定める日（以下この条において「基準日」という。）において、公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「寒冷公署」という。）に在勤する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。基準日の翌日から人事委員会規則で定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷公署に在勤することとなつた者（この項の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者及び人事委員会規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

則で定める者を除く。)についても、同様とする。

2～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

7 県内に在勤する職員（医療職給料表(I)の適用を受ける職員及び第10条の4の規定の適用を受ける職員（同条第2項の場合にあつては、第10条の2第2項第1号の1級地に係る地域又は公署に勤務することとなつた職員を含む。）を除く。）にあつては、当分の間、第10条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の3.7を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

14 附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後における別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

7 県内に在勤する職員（医療職給料表(I)の適用を受ける職員及び第10条の4の規定の適用を受ける職員（同条第2項の場合にあつては、第10条の2第2項第1号の1級地に係る地域又は公署に勤務することとなつた職員を含む。）を除く。）にあつては、当分の間、第10条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の4.15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

14 附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後における別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			

	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500					
	87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800					
	88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000					
	89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200					
	90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500					
	91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800					
	92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000					
	93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200					
	94		299,400	348,800							

	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 183,900	円 233,900	円 326,100	円 376,000	円 446,500	円 552,600
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900		
	16	210,400	267,300	350,900	397,400		
	17	212,100	269,500	352,000	398,900		
	18	213,900	271,900	353,300	400,500		
	19	215,700	274,300	354,500	402,100		
	20	217,500	276,700	355,700	403,800		
	21	219,300	279,000	356,900	405,000		
	22	221,100	281,100	358,000	406,400		
	23	222,800	283,200	359,100	407,800		
	24	224,500	285,200	360,200	409,100		
	25	226,200	287,200	361,300	410,400		
	26	228,300	289,100	362,300	411,700		
	27	230,200	291,000	363,300	413,200		
	28	232,100	292,900	364,300	414,700		
	29	234,000	294,800	365,200	415,900		
	30	235,100	296,300	366,100	417,100		
	31	236,200	297,800	366,900	418,700		
	32	237,300	299,300	367,700	420,200		
	33	238,700	300,800	368,400	421,500		
	34	240,200	302,300	369,200	422,900		
	35	241,700	303,800	370,000	424,300		
	36	243,200	305,200	370,800	425,700		
	37	244,700	306,600	371,600	427,100		
	38	246,300	307,500	372,400	428,500		
	39	247,900	308,400	373,200	429,900		
	40	249,500	309,300	374,000	431,300		
	41	251,100	310,100	374,800	432,400		
	42	252,600	310,600	376,100	433,700		
	43	254,100	311,100	377,400	435,100		
	44	255,600	311,600	378,600	436,400		

	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
	56	269,500	317,200	387,500	444,800
	57	270,500	317,600	388,100	445,300
	58	271,200	318,000	388,900	
	59	271,800	318,400	389,600	
	60	272,400	318,800	390,300	
	61	273,000	319,200	390,900	
	62	273,600	319,800	391,600	
	63	274,200	320,400	392,300	
	64	274,800	321,000	393,000	
	65	275,400	321,500	393,700	
	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
定年前再	68	277,200	323,300	395,600	
任用	69	277,800	323,800	396,300	
短時	70	278,500	324,400	396,800	
間勤	71	279,200	325,000	397,400	
務職	72	279,900	325,600	398,000	
員以	73	280,500	326,100	398,500	
外の	74	281,200	326,800	399,100	
職員	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	
	77	283,200	328,900	400,700	
	78	283,900	329,600	401,200	
	79	284,600	330,300	401,700	
	80	285,200	331,000	402,400	
	81	285,800	331,700	402,800	
	82	286,500	332,500		
	83	287,200	333,200		
	84	287,800	333,800		
	85	288,400	334,300		
	86	289,100	334,800		
	87	289,800	335,200		
	88	290,400	335,600		
	89	291,000	335,900		
	90	291,700	336,400		
	91	292,400	336,800		
	92	293,000	337,200		
	93	293,600	337,500		
	94	294,300	337,900		
	95	294,900	338,300		

	96	295,500	338,700				
	97	295,800	339,200				
	98	296,400	339,700				
	99	297,000	340,200				
	100	297,500	340,700				
	101	298,000	341,200				
	102	298,400	341,700				
	103	298,800	342,200				
	104	299,200	342,700				
	105	299,600	343,100				
	106	300,100	343,500				
	107	300,600	344,000				
	108	300,900	344,400				
	109	301,100	344,900				
	110	301,500	345,300				
	111	301,800	345,700				
	112	302,000	346,100				
	113	302,300	346,600				
	114	302,600	347,000				
	115	302,900	347,400				
	116	303,200	347,800				
	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第4条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
定年	43	395,400	468,000	523,100		
前再	44	396,100	469,100	523,900		

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
80		490,800			
81		491,300			
82		491,900			
83		492,500			
84		493,000			
85		493,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300
					573,800

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	450,200
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	450,500
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	450,800
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	451,100
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	451,500
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	451,800
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	452,100
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	452,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	452,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	453,000

定年前再任用短時間勤務員以外の職員	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	413,000
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	413,300
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,600
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,800
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			
89		294,900	332,600	353,500			
90		295,100	332,800	353,800			
91		295,300	333,200	354,100			
92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			

	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500

27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,900	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	438,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	438,600	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	438,900	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	439,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		

	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
	86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300
	87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,800
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,200
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,600
	90	288,100	316,900	353,500	371,500	
	91	288,600	317,900	354,100	371,900	
	92	289,100	318,900	354,700	372,200	
	93	289,600	319,700	355,100	372,800	
	94	290,200	320,400	355,500	373,300	
	95	290,800	321,100	356,000	373,800	
	96	291,400	321,700	356,400	374,300	
	97	292,000	322,200	356,900	374,900	
	98	292,500	322,500	357,300	375,400	
	99	293,000	323,100	357,800	375,900	
	100	293,500	323,700	358,200	376,300	
	101	294,000	324,100	358,500	376,900	
	102	294,500	324,700	359,000	377,400	
	103	295,000	325,300	359,400	377,900	
	104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			
115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				

	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

福 社 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,300
	41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300	449,600
	42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500	450,000
	43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800	450,300
	44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100	450,600

	45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400	450,900
	46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700	
	47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000	
	48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300	
	49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500	
	50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800	
	51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100	
	52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400	
	53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600	
	54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900	
	55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200	
	56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500	
	57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700	
	58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000	
	59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300	
	60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500	
	61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700	
	62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000	
	63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300	
	64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500	
	65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700	
	66	260,400	316,600	343,200	389,400	414,000	
	67	260,800	317,400	343,600	390,000	414,300	
	68	261,200	318,200	344,100	390,500	414,500	
	69	261,600	319,000	344,300	390,900	414,700	
	70	262,000	319,500	344,800	391,400		
	71	262,400	320,000	345,300	391,900		
	72	262,800	320,500	345,700	392,400		
	73	263,200	321,000	346,000	392,900		
	74	263,600	321,600	346,400	393,300		
	75	264,000	322,100	346,900	393,700		
	76	264,400	322,600	347,300	394,100		
	77	264,800	322,900	347,500	394,300		
	78	265,200	323,200	347,800	394,500		
	79	265,600	323,700	348,200	394,800		
	80	265,900	324,000	348,600	395,100		
	81	266,200	324,300	348,900	395,300		
	82	266,600	324,600	349,200	395,600		
	83	267,000	324,900	349,600	395,900		
	84	267,300	325,200	350,000	396,100		
	85	267,600	325,600	350,300	396,300		
	86	268,000	326,000	350,700	396,600		
	87	268,400	326,300	351,100	396,900		
	88	268,700	326,500	351,300	397,100		
	89	269,000	327,000	351,600	397,300		
	90	269,400	327,400				
	91	269,800	327,600				
	92	270,100	328,000				
	93	270,400	328,400				
	94	270,800	328,800				
	95	271,200	329,200				

96	271,500	329,500			
97	271,800	329,700			
98	272,200	330,000			
99	272,600	330,300			
100	272,900	330,600			
101	273,200	331,000			
102	273,600	331,200			
103	274,000	331,500			
104	274,300	331,900			
105	274,500	332,300			
106	274,700	332,600			
107	275,000	332,900			
108	275,300	333,200			
109	275,600	333,500			
110	275,900	333,900			
111	276,200	334,200			
112	276,400	334,400			
113	276,700	334,600			
114	277,000	334,900			
115	277,300	335,200			
116	277,700	335,500			
117	278,000	335,700			
118	278,300				
119	278,600				
120	279,000				
121	279,200				
122	279,400				
123	279,800				
124	280,100				
125	280,300				
126	280,600				
127	281,000				
128	281,400				
129	281,600				
130	282,000				
131	282,400				
132	282,700				
133	282,900				
134	283,200				
135	283,600				
136	283,900				
137	284,100				
138	284,400				
139	284,700				
140	285,000				
141	285,200				
142	285,400				
143	285,600				
144	285,900				
145	286,300				

	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第6条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第4条、第5条、第7条から第10条まで、第10条の5及び第21条の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。)第5条、第6条、第8条から第11条まで、第11条の9及び第21条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には適用しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 当分の間、第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の給料表及び同条第2項の給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に<u>100分の101.89</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第6条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第4条、第5条、第7条から第9条まで、第10条の5及び第21条の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。)第5条、第6条、第8条から第10条まで、第11条の9及び第21条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には適用しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 当分の間、第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の給料表及び同条第2項の給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に<u>100分の101.43</u>を乗じて得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年静岡県条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置)</p> <p>2 当分の間、給与条例第4条第1項及び教職員給与条例第5条第1項に掲げる給料表並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に<u>100分の101.89</u>を乗じて得た</p>	<p>附 則</p> <p>(給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置)</p> <p>2 当分の間、給与条例第4条第1項及び教職員給与条例第5条第1項に掲げる給料表並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に<u>100分の101.43</u>を乗じて得た</p>

額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 給与条例第5条、第8条の2から第10条まで、<u>第10条の3から第10条の5まで、第12条の2から第12条の5まで及び第22条、教職員給与条例第6条、第10条、第11条、第11条の3、第11条の4、第13条の2から第13条の5まで及び第23条並びに警察職員給与条例第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の7から第11条の9まで、第12条の2、第12条の3及び第22条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第11条 暫定再任用職員に対する静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第40号）による改正後の静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。</p> <p>第15条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の義務教育諸学校の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 給与条例第5条、第8条の2及び<u>第9条、教職員給与条例第6条及び第10条並びに警察職員給与条例第6条、第9条の2及び第10条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第11条 暫定再任用職員に対する静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第40号）による改正後の静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。</p> <p>第15条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の義務教育諸学校の</p>

教育職員の給与等の特例に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「者及び」とあるのは「者並びに」と、「占める者」とあるのは「占める者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」とする。

第17条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第12条の規定による改正後の育休条例第24条第2号の規定の適用については、同号中「占める職員」とあるのは、「占める職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」とする。

第21条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第16条の規定による改正後の静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条中「占める職員及び」とあるのは、「占める職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員並びに」とする。

教育職員の給与等の特例に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「者及び」とあるのは「者並びに」と、「占める者」とあるのは「占める者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」とする。

第17条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第12条の規定による改正後の育休条例第24条第2号の規定の適用については、同号中「占める職員」とあるのは、「占める職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」とする。

第21条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第16条の規定による改正後の静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条中「占める職員及び」とあるのは、「占める職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員並びに」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第12項の規定は、公布の日から施行する。（号給の切替え）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「一般職条例」という。）別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及

び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職条例(以下「改正後の一般職条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者」と、同条第3項中「14,000円」とあるのは「13,000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の一般職条例第10条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。
- 6 施行日から令和10年3月31日までの間における一般職条例第10条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年静岡県条例第9号)附則第5項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

(施行日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

- 7 施行日の前日までに第1条の規定による改正前の一般職条例第10条の4第1項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(附則第10項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年静岡県条例第39号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(附則第10項において「暫定再任用職員」という。)を除く。)については、改正後の一般職条例第10条の4第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年静岡県条例第9号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事

委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

- 8 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の一般職条例第10条の4第1項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「割合をいう」とあるのは「割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第9号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 9 改正後の一般職条例第11条の5第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 10 施行日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下この項及び次項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる一般職条例第12条の3の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 11 施行日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる一般職条例第12条の5の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校等の移転があつた再任用職員について適用する。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		

43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					

87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86	86					
95	91	87	87					
96	92	88	88					
97	93	89	89					
98	94	90	90					
99	95	91	91					
100	96	92	92					
101	97	93	93					
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3

17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	

61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3

15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	

60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50	8	
67	55	51	8	
68	56	52	9	
69	57	53	9	
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36

53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			

98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12

29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	

76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				

120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

カ 福祉職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23

40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	66	
79	75	75	71	67	
80	76	76	72	68	
81	77	77	73	69	
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		

86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90		86		
95	91		87		
96	92		88		
97	93		89		
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				